

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979 年、国連で採択された女性差別撤廃条約は、ジェンダー平等を実現するための最も重要な国際基準であり、日本は 1985 年に批准している。その後、女性差別撤廃条約の実効性を担保するために、付属の条約として国連で採択されたのが「選択議定書」である。選択議定書を批准すれば、条約上の権利を侵害され、性差別を受けたにも関わらず、国内で救済されなかった人が、国連の女性差別撤廃委員会に「個人通報」することが可能になる。通報を受けた委員会は、それが条約上の違反に当たると認定すれば当事国に対し見解を出し、勧告することができる。このことは法改正や司法の判断の影響を通じて、女性差別撤廃条約の内容が確実に私たちの暮らしに届く契機になる。

女性差別撤廃条約の締約国 189 カ国中、115 カ国が選択議定書を批准している中で日本はまだ批准していない。

各国の男女間格差を示すジェンダーギャップ指数について初めて広報された 2006 年以来、日本は 0.65 前後で推移しており、完全な平等を示す 1.0 に向かう傾向が全く見られない。

当時 80 位だった世界ランクは下がり続け、2024 年には 146 カ国中 118 位であった。このことは、20 年近く、男女の格差をなくすための策が講じられなかったことを示している。女性差別撤廃条約の締約国は、自国の条約実施状況を報告する義務がある。今年の 10 月 17 日から日本政府の報告に対して、8 年ぶりに女性差別撤回委員会の審査が行われる。日本がジェンダー平等後進国である現状に鑑み、これを契機として、この審査までに選択議定書の批准を実現すべきである。

国会及び政府においては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 3 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 森 一 人

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣